

総社市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第30号

総社市税条例の一部を改正する条例

総社市税条例（平成17年総社市条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(環境性能割の減免) 第81条の8 略 <u>(種別割の課税免除)</u> <u>第81条の9 商品であって使用しない軽自動車等(原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。)</u> に対しては、<u>種別割を課さない。</u></p>	<p>(環境性能割の減免) 第81条の8 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。